

2014年7月31日

愛知生存権裁判(生活保護基準引き下げ反対裁判)への支援をお願いします。

安倍内閣は2013年8月からの3年間で生活保護基準を最大10%引き下げる大改悪を行いました。政府は生活保護法を改悪し、申請手続きの厳格化や扶養義務の強化、そして「不正受給」対策の名による圧力の強化などを行っています。

今回の引き下げはこれまでの社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を全く無視した暴挙です。厚労省が新たに作り出した「生活扶助相当消費者物価指数(CPI)」は理論的にも全く根拠のないもので、自民党の「生活保護一割削減」に追従したものです。

生活保護基準は憲法25条が定める生存権を保障するものですが、その引き下げは国民生活の各方面にも重大な影響を及ぼしています。労働者の賃金の最低基準を定める最低賃金の審議にも使われました。政府・財界のねらいが国内で働く者の賃金を引き下げ「企業が世界で一番儲けやすい国」にするものであることは明白です。

これに対し昨年9月、全国で1万人以上、愛知で300名を超す受給者が厚労省に引き下げに対する「不服審査請求」を起こしました。このように多くの当事者が請求を起こすことは制度始まって以来のことであり、たいへんな勇気のある行動です。

今年になって不服請求却下通知が届き始めるなか愛知では5月に生健会、反貧困ネットワークあいち、社保協、愛労連などが集まって「生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会」を結成しました。ここで私たちはこの却下に対する訴訟を起こす決断をしました。裁判が10年以上に及ぶかもしれないなか、当事者の仲間は「憲法・暮らしを守るためにも裁判でたたかう」と話され、これをみんなで支援していくことを決意しました。

本日、私たちは名古屋地方裁判所に訴状を提出しました。当事者・支援者・弁護団の団結で必ずたたかいを勝たせましょう。

いっそうのご支援とともに裁判へのカンパをぜひお願いします。

せいかつほ ご きじゆんひきさげはんたいあいちれんらくかい りやくしょう せいほしえんあいちれんらくかい
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会 (略称: 生保支援愛知連絡会)

〒456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館301

愛知社保協(愛知県社会保障推進協議会)事務局内

TEL 052(889)6921 FAX 052(889)6931

ふりこみさき ゆうびんふりこみ きごうばんごう めいぎ せいほしえんあいちれんらくかい
振込先 郵便振込 記号番号 00820-6-215418 名義 生保支援愛知連絡会